

指定介護老人福祉施設あじさい園運営規程

(基本方針、目的、名称、所在地)

- 第1条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助社会生活上の便宜の供与その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものである。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。
- 3 指定介護老人施設は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をとる。

名 称	特別養護老人ホーム あじさい園
所在地	奈良市茗荷町808番地1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

- 第2条 介護保険法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、入居者の健康管理、保健衛生指導、療養上の指導並びに病状に応じて適切な措置を行う。
- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数が増すごとに1以上
生活相談員は、入居者及び家族等からの苦情や相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 介護職員又は看護師、准看護師（以下「看護職員」という）
イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算法で、入所者の数が3又はその端数が増すごとに1以上とする。
ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
入所者の数が50を越えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算法で3以上
介護職員は、入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者の身体能力を最大限活用した援助を行い、看護職員は、医師の指示に基づき入居者の心身等の状況に応じて、入居者の健康管理及び保健衛生管理を行う。

(5) 管理栄養士又は栄養士 1以上

管理栄養士又は栄養士は、入所者の栄養指導並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立の作成を行う。

(6) 機能訓練指導員 1以上

機能訓練指導員は、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持を目的として訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数が増すごとに1を標準とする。）

介護支援専門員は、入居者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容並びにサービスを提供する上での留意点等を記載した施設サービス計画の作成を行う。また、6か月に1回、若しくは入居者の心身の状況に応じて、施設サービス計画についての変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者と協議して、施設サービス計画の変更を行う。

(8) 事務員 1以上

事務員は、施設の運営に係る庶務及び会計事務を行う。

(入所者の定員)

第3条 入所者の定員は、54名とする。

(入所者に対するサービス内容)

第4条 施設で行う施設サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴、排泄等の介護
- (3) 食事の提供
- (4) 相談及び援助
- (5) 社会生活上の便宜の提供等
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約、利用料その他の費用)

第5条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者または家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者に同意を得る。施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等適切な措置を講じる。

施設サービスの利用料は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用として利用料の介護保険負担割合において定められた割合の額を利用料とする。

- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 日常生活において便宜上必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
 - イ 貴重品の管理費用
 - ロ 入居者の希望により居室に家電を持ち込んだ場合の電気代
 - ハ 入居者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽費用
 - ニ 喫茶代
 - ホ おやつ代
 - ヘ 健康管理費用
 - ト 入院セット費用 入院中の洗濯費用
 - チ 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代
 - リ 入居者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
- 3 前 5 号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的に必要な費用については、重要事項説明書及び契約書に記載の利用料とする。

(利用に当たっての留意事項)

- 第 6 条 入所者は、利用料として当月利用料を、翌月末までに施設の指定方法で支払うものとする。
- 2 入所者は、定期健康診断を年 1 回以上受ける。
 - 3 入所者は、健康上又は防災上の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。
 - 4 入所者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。入所者が施設長の承認を得て行った部屋の模様替えなどについては、入居者の退所時に原状に復するものとする。このとき必要な費用は入居者が負担するものとする。

(緊急時における対応)

- 第 7 条 サービスの提供上利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第8条 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常時における災害対策)

第9条 非常災害発生の際の避難経路、非常口等について入居者に対して十分な説明を行う。

消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

(1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回うち1回は夜間想定）

(2) 消防設備、施設等の点検及び設備

(3) 従業者の火気の使用または取扱いに関する監督

(4) その他防火管理上必要な業務

また、風水害、地震土砂災害等の非常災害を想定して対策を立案する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 当事業所では、虐待防止・接遇委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止・接遇委員会は、職員への虐待防止及び接遇研修の実施、虐待防止のための指針

策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止・接遇委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止・接遇委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束)

第12条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(守秘義務)

第13条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守しなければならない。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることとする。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法を則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表することとする。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表することとする。

(衛生管理等について)

第14条 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

3 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講

じる。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) (1) から (3) までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第15条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築する。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）に届け出る。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月 (2) 継続研修 年3回以上

- 2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 7 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人晃宝会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日より施行する。
- この規程は、平成13年6月1日より施行する。
- この規程は、平成14年4月1日より施行する。
- この規程は、平成17年10月1日より施行する。
- この規程は、平成27年9月1日より施行する。
- この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この規程は、平成30年9月15日より施行する。
- この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- この規程は、令和3年9月1日より施行する。
- この規程は、令和6年4月1日より施行する。
- この規程は、令和6年6月1日より施行する。
- この規程は、令和6年9月17日より施行する。